

▶ 狂犬病予防注射のお知らせ



生後 91 日以上の子犬の飼い主は、その犬の登録(生涯 1 回)と毎年 1 回の狂犬病予防注射を行うことが法律で義務付けられています。

これらに違反すると、20 万円以下の罰金に処せられることがありますのでご注意ください。

【集合注射会場で接種する場合について】

	期 日	広報掲載
瑞浪市	4月10日～14日	3/15号
土岐市	4月17日～21日	4/1号
多治見市	5月9日～17日	4/1号

平成 29 年度の狂犬病予防注射の集合注射は、左記の日程で実施します。開催場所及び時間は、案内ハガキ、各市広報または広域組合ホームページでお知らせします。なお集合注射で接種できない方は、動物病院で接種してください。

※接種後、注射済票を交付します。(手数料 550 円)

【動物病院で接種した場合について】

●当組合が、鑑札・注射済票を委託している動物病院

注射後に、その病院で注射済票の交付が受けられます。(手数料 550 円) 市の窓口で手続きを行う必要はありません。

※委託動物病院については東濃西部広域行政事務組合のホームページにてご確認ください。

●当組合が、鑑札・注射済票を委託していない動物病院

- ① 注射後に、獣医師より、「狂犬病予防注射済証」(紙の証明書)が交付されます。
- ② ①の証明書と狂犬病予防注射のお知らせハガキを市の環境課の窓口を持参し、注射済票の交付を受けてください。(交付手数料 550 円が必要です。)
- ③ 市の窓口で交付申請(手数料 550 円)を行うと注射済票をお渡します。

1 【動物病院から】

注射済証のイメージ

第 号 狂犬病予防注射済証			
所有者(管理者)住所 氏名 TEL			
種 類	生年月日	性 別	
毛 色		体 格	
名		ワクチン	
その他の特徴			
上記の犬に対して狂犬病予防注射を 年 月 日に行ったことを証明します。			
実施者 住所 氏 名			
注意 本証を 市町村 () に提示して注射済票の交付を受けて下さい。			

2 【市の環境課の窓口へ】

(持ち物) 狂犬病予防注射済証(①の証明書)、案内ハガキ、手数料 550 円

3 【市の環境課の窓口で】

注射済票
(H29年度は赤色)



この狂犬病予防注射済証(紙の証明書)だけをお持ちの方は、まだ手続きが途中でですよ～!!

この注射済票を受け取ると手続き完了!
(注射済票の色は毎年変わります)

お願い

狂犬病予防注射のお知らせハガキは、3月下旬に郵送します。

狂犬病予防注射を集合注射や動物病院で接種する際、または市役所で注射済票の交付申請をする際は、必ずこのお知らせハガキをお持ちください

問い合わせ先

東濃西部広域行政事務組合 ☎ 22-7150 (直通)
多治見市役所 環境課 ☎ 22-1175 (直通)
瑞浪市役所 環境課 ☎ 68-9806 (直通)
土岐市役所 環境課 ☎ 54-1111 (内線 252)